

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K6404-2	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法-第2部:物理試験(基本)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics - Part 2: Determination of basic physical properties	この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(基本)について規定しているもので、2015年にISO 1421:1998、ISO 2411:2000、ISO 3303-2:2012、ISO 4674-1:2003及びISO 4674-2:1998を基礎として制定された。その後、対応国際規格はいずれも改訂されており、それぞれの改訂内容との整合が必要となってきている (ISO 1421は2016年の改訂で、新たな用語、試験片寸法、製造後から試験までの期間などが追加。ISO 2411は2017年及び2024年の改訂で、新たな試験片寸法及び状態調節が追加。ISO 3303-2は2020年の改訂で、試薬、試験の状態調節、試験方法についての規定などが追加。ISO 4674-1は2016年の改訂で、製造後から試験までの期間、試験結果の異常値の取扱いなどが追加。ISO 4674-2は2021年の改訂で試験時間が追加規定。)。また、産業界での近年の適用状況に整合した用語や定義の修正も必要となっている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、日本製品が海外市場において、物理特性などが適切に評価されることとなり、混乱を防ぐことが可能となるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、ゲージ長の具体的な設定のため「標準標識」の用語及び定義を新たに追加する。また、既存の「切断力」の用語について、国際標準及び国内産業界と整合を図って、図(切断時の引張力)に明記する。 ・それぞれの物理試験方法において、試験片についての寸法などをそれぞれ関連する対応国際規格に整合させた寸法値などに改める。 ・さらに、それぞれの物理試験方法において、必要な試薬の追加、状態調節や製造後から試験までの期間、試験値の異常値の取扱いなど、それぞれ対応する国際規格の規定内容に整合させ、それぞれの物理試験方法に新たに追加規定する。	—	ISO 1421:2016 ISO 2411:2024 ISO 3303-2:2020 ISO 4674-1:2016 ISO 4674-2:2021	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年4月
JSA	09 化学	改正	K7126-2	プラスチックフィルム及びシート-ガス透過度試験方法-第2部:等圧法	Plastics-Film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 2 : Equal-pressure method	この規格は、プラスチックのフィルム、シート、ラミネート、共押出品等の材料の等圧法によるガス透過度試験方法について規定している。現行規格のJIS K 7126-2:2006は、ISO 15105-2:2003を対応国際規格として制定された。制定以来、定期見直しで承認されていたが、2024年に、附属書B(規定)ガスクロマトグラフ法による試験方法 B.7.1 ガス透過度を求める式の係数に誤りがあることが判明した。そのため、至急係数を修正する必要がある。同式のSI単位系は産業界で慣用的に使用されていないことから、誤りに気が付かなかったと思われる。本改正では単位系の表記も議論し、産業界で実際に使用されている単位系も併記し、SI単位系との比較及び換算式も記載する。また、本来ガス透過度を求める式には、変数として温度がない(標準状態273 Kを前提としている)ので、実際の温度でのガス透過度を求めることが煩雑である。そこで、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入することにより利便性が向上することが期待される。一方、対応国際規格のISO 15105-2にも同じ誤りがあるため、2024年11月のISO TC61米国会議にて、日本提案として改正を提案して、同意が得られ、現在改正作業を進めている。ISO 15105-2の改訂されたものを今回のJIS K 7126-2改正の対応国際規格とする予定である。	ガス透過度を求める式の誤りを正すとともに、現在産業界で使用されている単位系とSI単位系との比較及び換算式を提示し分かりやすくする。また、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入する。以上のことから、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・ガス透過度の式(1)式の定数を正しい値に修正する。 GTR=k×(D×C×P _a)/(A×P _o) …… (1)式 k=7.44×10 ⁻⁷ (誤)からk=7.35×10 ⁻¹² (正)に修正する。 GTR:ガス透過度 [mol/(m ² ・s・Pa)] D: キャリヤーガス流量 (cm ³ /min) C: ガス中の測定ガスの体積濃度 A: 試験片の有効透過面積 (m ²) P _a : 大気圧 (Pa) P _o : 測定ガスの分圧 (Pa) ・ガス透過度の式に関して、産業界で使用されている単位系とSI単位系 (ISO)との比較及び換算式を提示し、わかりやすくする。 ・ガス透過度の式に変数として温度 (T(K))を導入し、式の利便性を向上させる (2)式) GTR=(D×C×P _a)/((60×10 ⁶)×R×T×A×P _o) …… (2)式 R: 気体定数 8.31 Pa・m ³ /mol・K	—	ISO 15105-2	IDT	第2条の該当号: 4(フィルム・シートのガス透過度) 対象事項: プラスチック製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1		日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K7222	発泡プラスチック及びゴムー見掛け密度の求め方	Cellular plastics and rubbers -- Determination of apparent (bulk) density	この規格は主に断熱材として使用される発泡プラスチックの密度の測定方法について規定したもので、ISO 845:1988に整合させる目的で2005年に改正されている。その後、ISO 845はほとんど改訂されていないことから、JIS K 7222の改正も行われていなかった。 近年、計測機器が技術の進歩により、デジタル化され高精度な計測機器が普及したことで、JIS K 7222で要求するような寸法測定は一般的ではなくなっている。近年(2022-2024)改正された関連JIS (JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526等)における密度の測定はJIS K 7222を引用規格しているものの、実際の測定方法はJIS K 7222の方法とは異なっているため、見掛け密度の測定方法がJIS K 7222と他の関連JISとで整合していない問題が生じている。主な異なる点は、JIS K 7222では寸法をmm単位、質量をg単位で測定するのに対して、関連JISでは各々0.1mm以下、0.1g以下の単位で測定する。 JIS K 7222を合理的な試験方法に改善し、他の関連JISの測定方法と整合させることにより、JIS K 7222を見掛け密度の試験試験方法の上位規格の地位を維持し、試験機関または試験者に混乱が起らないようにすることが必要である。なお、今回のJIS K 7222の改正はISO 845:2006を対応国際規格としてMODにて行いが、ISO 845の改訂も予定している。	国内の各種発泡プラスチック系材料に対し、JIS規格(JIS K 7222)の運用が普及することで、測定方法が標準化され、品質の明確化・生産者と使用者の相互理解の促進・性能評価の効率化による研究開発活動の基盤形成などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定の試験片の数(5.2) 現行規格では「軟質材料は3個以上、硬質材料は5個以上」と記載されていたが、試験片の数は3個で統一する。軟質材料と硬質材料を区別する根拠はなく、3個で十分と考えられる。因みに他の関連JIS (JIS A 9521、JIS A 9511、JIS A 9526)では、試験片の数は3個と規定されており、他試験規格と整合する。 ・操作(6.1)「JIS K 7248に従って、試験片の寸法をミリメートル単位で測定する」と記載されていたが、精度の向上及び他試験規格での運用を考慮し、「試験片の寸法を0.1mm以下の単位で測定する。」と記載する。 ・操作(6.1)「各寸法を3回別々に測定する」と記載されているが、意味が不明確なのでこの表現を削除する。また、「長さ及び幅を3か所以上、厚さを5か所以上測定」と記載されているが、「板状の材料は、長さ、幅及び厚さを3箇所以上測定する。」へと変更する。デジタルノギスの普及と、ノギスの精度を考慮すると、各寸法を必要以上に繰り返し測定する必要はないと考えられる。 ・操作(6.2)「各試験片の質量を0.5%の精度で測定し、質量をグラム単位で記録する」と記載されていたが、「各試験片の質量を0.1g以下の精度で測定して記録する。」へと変更する。この規格を引用している他JIS規格において、0.1g単位で測定し記録する運用をしているほか、規格を分かりやすくし、精度の向上及び利便性を改善することが必要である。	—	ISO 845:2006	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月